平成２４年（フ）第１９８号
埼玉県川口市西青木１丁目６番２―401号
青木耐火市営住宅ＲＡ、破産申立時の住所埼玉県川口市中青木３丁目３番14号　宝来荘206号
債務者　片平ゆかり（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２６１号
さいたま市見沼区大和田町２丁目1008番地大和田ハイツ302
債務者　蛯名　泰子
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第３０８号
さいたま市岩槻区府内４丁目４番28号
債務者　佐藤　昌和
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第３７８号
さいたま市見沼区春岡３丁目46番地９　セジュールちづる103号
債務者　秋森　由明
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第３９７号
さいたま市南区大字広ヶ谷戸30番地５
債務者　工藤　正人
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第４１１号
さいたま市北区宮原町２丁目97番地９
債務者　岩田由美子
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第４５２号
埼玉県蓮田市西城３丁目40番地２
債務者　中島　利道
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第６２３号
名古屋市瑞穂区豊岡通１丁目46番地　安達ビル３階、住民票上の住所名古屋市瑞穂区豊岡通１丁目46番地
債務者　伊藤　八郎
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２９号
北九州市八幡東区石坪町14番20号
債務者　留村美奈子
1　決定年月日時　平成24年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第２１６号
北九州市戸畑区椎ノ木町11番３―502号
債務者　宮内　和博
1　決定年月日時　平成24年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第２２１号
北九州市八幡西区岩崎１丁目６番２号
債務者　坂口　和男
1　決定年月日時　平成24年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第２３２号
北九州市八幡西区大浦２丁目12番11号
債務者　望月　　敏
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第２３６号
北九州市八幡西区本城東１丁目８番18―1205号
債務者　宮脇　天子
1　決定年月日時　平成24年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第２５６号
北九州市小倉北区黒住町19番27号　有恒荘203
債務者　中山　枚子
1　決定年月日時　平成24年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第２８号
松江市黒田町71番地５　ウエストセントラルハイツＡ―201号、前住所松江市外中原町120番地６
債務者　絲原　安博
1　決定年月日時　平成24年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３７号
松江市山代町118番地１
債務者　青木　和子
1　決定年月日時　平成24年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５１号
松江市宍道町昭和151番地
債務者　渡邊　理加
1　決定年月日時　平成24年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第７７号
佐賀県佐賀市久保田町大字久保田2067番地19
債務者　辻　　政広
1　決定年月日時　平成24年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係